



平成21年5月18日

各位

会社名 日本ゼオン株式会社  
代表者名 取締役社長 古河直純  
(コード番号：4205 東証・大証1部)  
問合せ先 広報室長 間中慶一  
(TEL：03-3216-2747)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は平成21年5月18日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年6月26日開催予定の第84回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

### 記

#### 1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号。以下「決済合理化法」といいます。）」が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、定款第7条の当会社株式に係る株券を発行する旨の定めを削除いたしますとともに、株券の存在を前提とした規定等の削除を行い、併せて条数の繰上げ等の所要の変更を行うものであります。

また、決済合理化法施行日の翌日から1年を経過する日まで株券喪失登録簿の備置きが必要となりますので附則を設けるものであります。

#### 2. 変更の内容

現行定款	変更案
<u>(株券の発行)</u> 第7条 当会社は、株式に係る株券を発行する。	(削除)
<u>(単元株式数及び単元未満株券の不発行等)</u> 第8条 当会社の単元株式数は、1,000株とする。 ② 当会社は、単元未満株式にかかる	(単元株式数) 第7条 当会社の単元株式数は、1,000株とする。 (削除)

<p><u>株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>③ <u>当会社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) }  (2) } (条文省略)  (3) }</p>	<p>② <u>当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(現行どおり)</p>
<p>(単元未満株主の売渡請求)  第9条 (条文省略)</p>	<p>(単元未満株主の売渡請求)  第8条 (現行どおり)</p>
<p>(株主名簿管理人)  第10条 (条文省略)</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ <u>当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</u></p>	<p>(株主名簿管理人)  第9条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ <u>当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</u></p>
<p>(届出)  第11条 <u>株主、登録質権者又はそれらの法定代理人は、その氏名、住所及び印鑑を、取締役会で定める株式取扱規則に従って届け出なければならない。ただし、署名の習慣ある外国人は署名鑑をもって印鑑に代えることができる。</u></p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ (条文省略)</p> <p>④ <u>株主、登録質権者又はそれらの法定代理人から当会社の株主名簿管理人に差し出す書面には、第1項の届出印章を押印しなければならない。</u></p>	<p>(届出)  第10条 <u>株主、登録質権者又はそれらの法定代理人は、その氏名及び住所を、取締役会で定める株式取扱規則に従って届け出なければならない。</u></p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>(削除)</p>

<p>(基準日)</p> <p>第12条 当社は、<u>毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p>② (条文省略)</p>	<p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、<u>毎年3月31日の最終の株主名簿に記載された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p>② (現行どおり)</p>
<p>(株式に関する手続等)</p> <p>第13条 (条文省略)</p>	<p>(株式に関する手続等)</p> <p>第12条 (現行どおり)</p> <p>(以下、条数を1条ずつ繰り上げ。)</p>
<p>(剰余金の配当)</p> <p>第50条 期末の剰余金の配当は、<u>毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。</u></p>	<p>(剰余金の配当)</p> <p>第49条 期末の剰余金の配当は、<u>毎年3月31日の最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して行う。</u></p>
<p>(中間配当)</p> <p>第51条 当社は、<u>取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項の規定による中間配当を行うことができる。</u></p>	<p>(中間配当)</p> <p>第50条 当社は、<u>取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項の規定による中間配当を行うことができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>附則</u></p> <p><u>当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。なお、本附則は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって削除するものとする。</u></p>
<p>(以上のほか、定款条文中の区切り記号を全て、現行の「,」から「、」に変更する。)</p>	

以上